

公 安 委 員 会
説明資料No. 1

犯罪被害者等給付金の裁定（埼玉県）に対する
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成24年2月23日
給 与 厚 生 課

（略）

公 安 委 員 会	犯罪被害者等給付金の裁定（長野県）に対する 審査請求事案の審理状況及び裁決について	平成24年2月23日
説明資料No. 2		給 与 厚 生 課

(略)

公 安 委 員 会	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について	平成24年2月23日 企画分析課
説明資料No. 3		

1 法改正の背景及び必要性

九州地区で継続する対立抗争事件や、暴力団との関係遮断を図ろうとする事業者への襲撃事件等、暴力団が市民生活に対する大きな脅威となっている状況及びこれを受け福岡県等から暴力団対策法の改正に関する要望がなされていること等を踏まえ、必要な規制の強化等を図るもの。

なお、改正案の骨子については、本年1月にまとめられた暴力団対策に関する有識者会議報告書において基本的に了承するとされたところ。

2 改正案の概要

(1) 対立抗争による危険を防止するための措置

対立抗争において危険な暴力行為を行った指定暴力団を特定抗争指定暴力団として指定し、警戒区域における事務所の新設等を禁止（直罰）。

(2) 暴力的 requirement 行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置

暴力的 requirement 行為等に関連して危険な暴力行為を行った指定暴力団を特定危険指定暴力団として指定し、警戒区域における暴力的 requirement 行為等を直罰化するとともに、警戒区域内の事務所への使用制限命令を規定。

(3) 都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度の導入

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが暴力団の事務所の付近住民等から委託を受けてその使用の差止めを請求するための制度を導入。

(4) 暴力的 requirement 行為の規制の強化

取引を拒絶する事業者等に対する不当要求及び公共工事以外の入札等に係る不当要求を暴力的 requirement 行為として規制する行為に追加。

(5) 国及び地方公共団体並びに事業者の責務に関する規定の整備

公共事務事業からの暴力団排除に係る行政の責務及び暴力団員への不当な利益供与の防止に係る事業者の責務について規定。

(6) その他

準暴力的 requirement 行為の規制の強化、繩張に係る禁止行為に関する規定の整備、罰則の強化その他所要の改正。

(7) 施行期日

公布の日から3月以内（(3)は6月以内）に施行。

3 政策評価法に基づく事前評価の実施

政策評価法の規定に基づき、今回の改正で新設する規制について、規制の費用・便益を代替案と比較し、改正案を選択することが妥当であるとの結論を得た旨の評価書を作成。

4 今後の予定

平成24年2月28日（火）閣議決定

1 経緯

「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体への義務付けの見直し等に必要な関係42法律の改正を行う第1次地域主権改革推進一括法が平成23年4月28日に成立し、道路法第45条の改正規定が平成24年4月1日に施行される。

※ 道路法改正規定の概要

- 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、同命令を参照して、当該都道府県道等の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。
- 本改正規定施行後1年以内で、条例が制定施行されるまでの間は、改正後の道路法の規定は適用しない（経過措置）。

2 命令案の概要（国土交通省関係のみ）

道路標識のうち、寸法を都道府県道等の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるものは、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）とする。

※ 国土交通省において、平成23年11月16日から12月15日まで意見公募手続を実施したが、提出意見はなかった。

3 今後の予定

公布：平成24年2月下旬

施行：平成24年4月1日

案内標識の例



方面及び方向

警戒標識の例



落石のおそれあり

1 海上保安庁による検討経緯

- (1) 「海上警察権のあり方に関する有識者会議」（平成22年12月開催）
- (2) 「海上警察権のあり方に関する検討の国土交通大臣基本方針」（平成23年1月公表）

遠方の無人島等における法執行を確かなものとするための方策を検討する必要がある。

- (3) 「海上警察権のあり方について（中間取りまとめ）」（平成23年8月公表）
 - 警察官が遠方無人島等に移動するために時間を要する場合に、海上保安官が一時的に司法警察権限を行使することが考えられる。
 - 海上保安官は、陸上犯罪について強制力を伴う措置をとることはできないこととされているため、権限規定の改正の検討を進める。

2 改正法の概要(第28条の2及び第31条)

海上保安官等は、本土から遠隔の地にあることその他の理由により警察官が速やかに犯罪に対処することが困難であるものとして海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島において、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該離島における犯罪に対処することができるこことする。

- 警察官職務執行法の規定
第2条（質問）、第5条（犯罪の予防及び制止）、第6条（立入）の準用。
- 司法警察権限
海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

3 警察の今後の対応

- 告示
対象とすべき離島の告示内容について調整。
- 協議
離島における犯罪への対処の在り方について定めるために調整。

4 今後の予定

- 平成24年2月28日（火）閣議決定
- 公布の日から20日後に施行

公安委員会

説明資料No. 6

警察庁長官に対する開示請求の決定

について(行政機関情報公開法関係)

平成24年2月23日

総務課

(略)

公安委員会	第2回日韓警察協議の開催結果について	平成24年2月23日 国際課
説明資料NO. 7		

1 経緯

- 平成22年3月に行われた警察庁長官と韓国警察庁長との会談で、両国警察の高級実務者級による協議の定期的開催につき一致。
- 同年10月、韓国で第1回協議が開催され、今般、第2回協議を日本で開催。

2 今回の協議の概要

(1) 日程及び開催場所

平成24年2月17日(金)

東京・三田共用会議所

(2) 出席者

日本側：鈴木長官官房審議官（国際担当）、関係課長等

韓国側：金鍾陽キム・ジョンヤン外事局長、関係課長等

(3) 協議の概要

以下の課題について、両国警察の担当課長等が、直接協議・情報交換を行うとともに、両国情勢を把握し、捜査協力等を今後一層促進させることで一致。

<課題>

- 捜査共助（協力）の高度化
- 偽ブランド品及び偽造・無承認医薬品対策
- 振り込め詐欺等対策
- 暴力団対策
- 警察の組織管理

また、全体会合では、日本側より「犯罪インフラ対策」に関するプレゼンテーションを実施し、日本警察の取組を紹介。

1 検挙状況等

(1) 検挙件数

- 出会い系サイトに起因する事犯の検挙件数は1,004件（前年比-21件、-2.0%）。
- コミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は1,421件（前年比-120件、-7.8%）。

※ 「出会い系サイト」～「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に規定するインターネット異性紹介事業を行うウェブサイト。
 「コミュニティサイト」～SNS、プロフィールサイト等、サイト内で多人数とコミュニケーションをとれるウェブサイトのうち出会い系サイトを除いたものの総称。

1頁

4頁

(2) 被害児童数

- 出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童は282人（前年比+28人+11.0%）。被害の多い罪種は、児童買春が160人（全体の56.7%）。
- コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は1,085人（前年比-154人、-12.4%）。被害の多い罪種は、青少年保護育成条例違反が637人（全体の58.7%）。

5頁

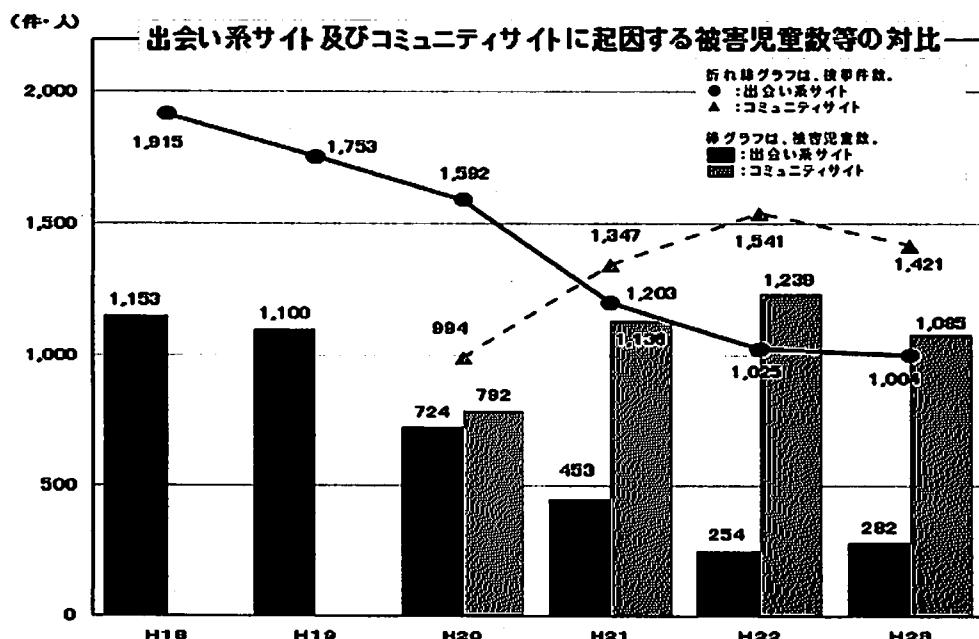
(3) 被害児童の年齢

- 出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童で13歳以下は13人（全体の4.6%）。
- コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童で13歳以下は127人（全体の11.7%）。

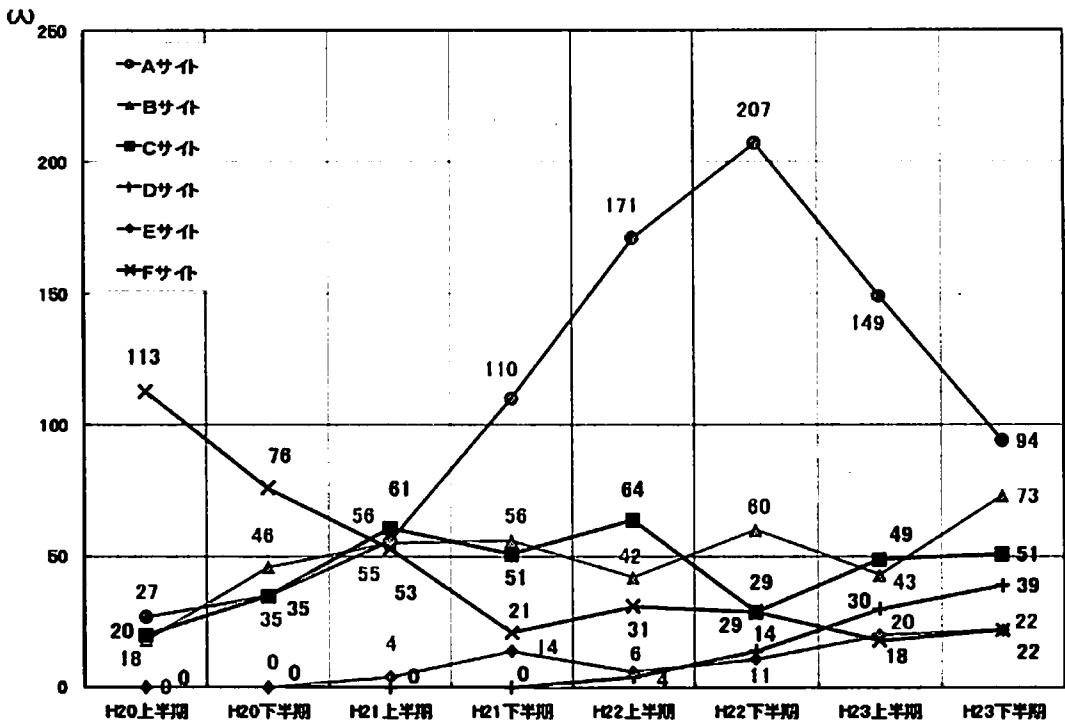
6頁

(4) 被害児童数の推移

- 出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は減少傾向
- コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は、平成20年から統計を取り始めて以来、初めて減少した。



2 コミュニティサイト別の被害児童数の推移



※ 上記については、平成 23 年中において被害児童数の多い 6 サイトを抽出。

3 今後の対策

(1) 出会い系サイト対策

- 無届け等悪質な出会い系サイトに対する取締り等の推進
- 禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続

(2) コミュニティサイト対策

- サイトの規模、態様及び取組状況に応じたサイト内監視体制の強化促進
- 関係省庁、事業者及び関係団体と連携して以下の対策を継続
 - ・ ミニメール内容確認等の推進
 - ・ フィルタリングの普及徹底
 - ・ 実効性のあるゾーニングの促進

※ 「ゾーニング」～サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないシステム。

年齢等成りすましを防止するため、携帯電話事業者の保有する契約者年齢情報を活用したゾーニングが有用。一部の携帯電話事業者とコミュニティサイト事業者が、年齢情報を活用したシステムを導入。

○ EMAへの情報提供によるサイトの厳格な認定監視等の継続

※ 「EMA(エマ)」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

[Content Evaluation and Monitoring Association]

青少年を違法・有害情報等から保護し、健全育成する観点から、コミュニティサイトを認定・監視し、啓発教育を促進するための、有識者からなる第三者機関。平成 20 年 4 月設立。

○ 児童・保護者・学校関係者等に対する広報啓発と情報共有

1 経緯

標記の研究会（座長：前田雅英首都大学東京教授）は、平成22年2月から約2年間、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するための検討を行ってきたところ、この度、その議論の結果を最終報告として取りまとめたもの。

2 最終報告の骨子（概要は別添資料参照）

第1 我が国の将来の警察捜査の在り方に係る基本的ビジョン（総論）

- 1 基本的な考え方
- 2 現在の刑事司法制度及び警察捜査
- 3 将来の刑事司法制度及び警察捜査の在り方

第2 取調べの可視化及び高度化

1 取調べの可視化

- (1) 制度の在り方
 - ア 取調べにどのような機能・役割を果たさせるべきか
 - イ 取調べの可視化の目的をどう考えるか
 - ウ 録音・録画の対象・範囲をどうするのか
 - エ 録音・録画の実施をどのように確保するのか
- (2) 取調べの録音・録画の当面の方向性
 - ア 裁判員裁判対象事件に係る試行の在り方
 - イ 知的障害を有する被疑者に係る試行の在り方

2 取調べの高度化

- (1) 取調べ技術の伝承方法に関し、改善すべき点は何か
- (2) 取調べ技術の高度化の今後の方向性はどうあるべきか

第3 捜査手法の高度化

1 基本的な考え方

2 研究会において主に議論された捜査手法

- (1) DNA型データベースの拡充
- (2) 通信傍受の拡大、(3) 会話傍受
- (4) 仮装身分捜査
- (5) 量刑減免制度、(6) 王冠証人制度、(7) 司法取引（自己負罪型・捜査協力型）、(8) 刑事免責
- (9) 証人を保護するための制度
- (10) 被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化、(11) 黙秘に対する推定
- (12) 刑法その他の実体法の見直し

3 その他の捜査手法

3 今後の予定

最終報告に盛り込まれた提言を受け、警察庁において、取調べの録音・録画の試行の拡充その他捜査手法及び取調べの高度化を図るための取組を進める。

公 安 委 員 会 説明資料No. 10	オリンパス(株)元役員らによる金融商品取引法等(有価証券報告書の虚偽記載)違反事件の検挙について(警視庁)	平成24年2月23日 搜 査 第 二 課
-------------------------	---	-------------------------

1 逮捕被疑者(7名)

- (1) A (70歳)
- (2) B (67歳)
- (3) C (54歳)
- (4) D (61歳)
- (5) E (57歳)
- (6) F (48歳)
- (7) G (50歳)

2 逮捕年月日

平成24年2月16日

3 罪名及び罰条

- 金融商品取引法(平成19年3月期は、証券取引法)違反
- ・同法第197条第1項第1号(有価証券報告書の虚偽記載)
 - ・同法第207条第1項第1号(両罰規定)

4 逮捕事実の要旨

オリンパス(株)(以下「被疑会社」という。)は、顕微鏡等光学機械の製造販売等を目的とする会社であって、その発行する株券を(株)東京証券取引所市場第一部に上場しているもの、被疑者A、B及びCは、その取締役等であったもの、被疑者Dは、有価証券売買会社の取締役であったもの、被疑者E、F及びGは、経営コンサルティング会社の取締役等であったものであるが、被疑者7名は、共謀の上、被疑会社の業務及び財産に関し、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空のれん代を計上するなどの方法により

第1 平成19年6月28日、関東財務局長に対し、被疑会社の平成19年3月期の連結純資産額が約2337億3700万円であったにもかかわらず、約48億7100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した(証券取引法違反)。

第2 平成20年6月27日、関東財務局長に対し、被疑会社の平成20年3月期の連結純資産額が約2542億4600万円であったにもかかわらず、約78億7600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した(金融商品取引法違反)。

1 平成23年中の検挙状況

- 総検挙件数 17,286件 前年比 -2,523件 (-12.7%)
- 総検挙人員 10,061人 同上 -1,797人 (-15.2%)

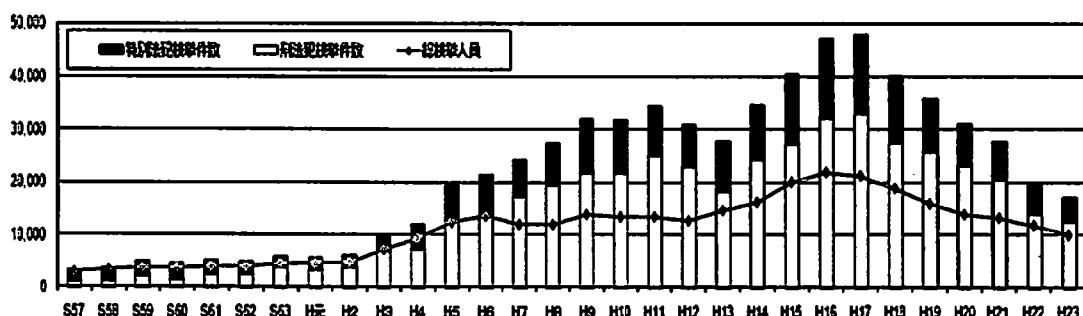
	H22	H23	増減	増減率
刑法犯	件数 14,025	12,590	-1,435	-10.2%
	人員 6,710	5,898	-812	-12.1%
特別法犯	件数 5,784	4,696	-1,088	-18.8%
	人員 5,148	4,163	-985	-19.1%

2頁
38頁
51頁

2 特徴

(1) 長期的な動向

総検挙件数・人員は、平成16・17年ころをピークに過去数年間減少傾向。

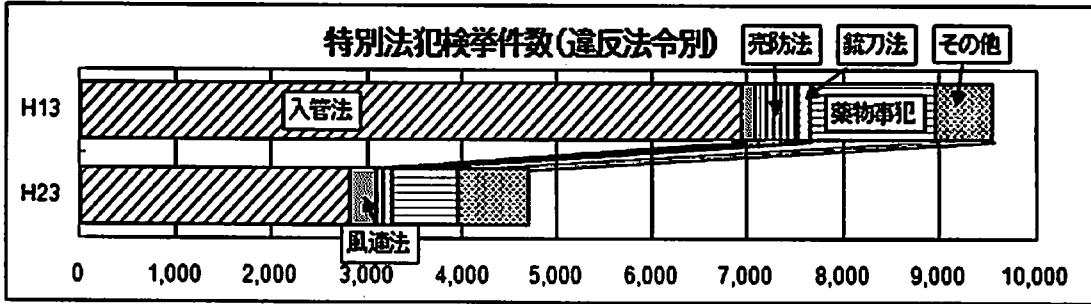
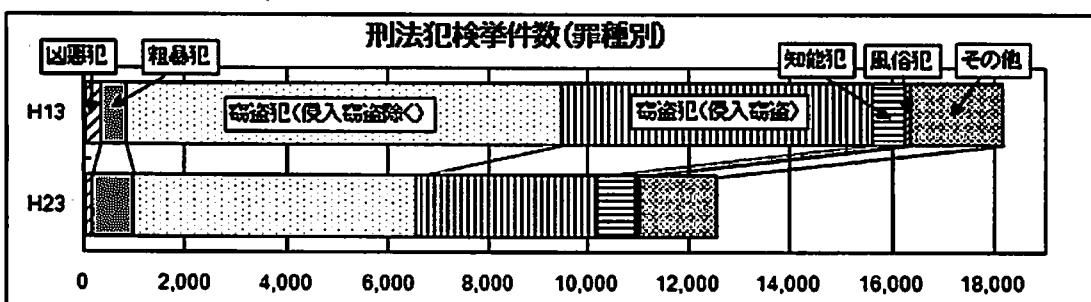


2頁

(2) 罪種等別

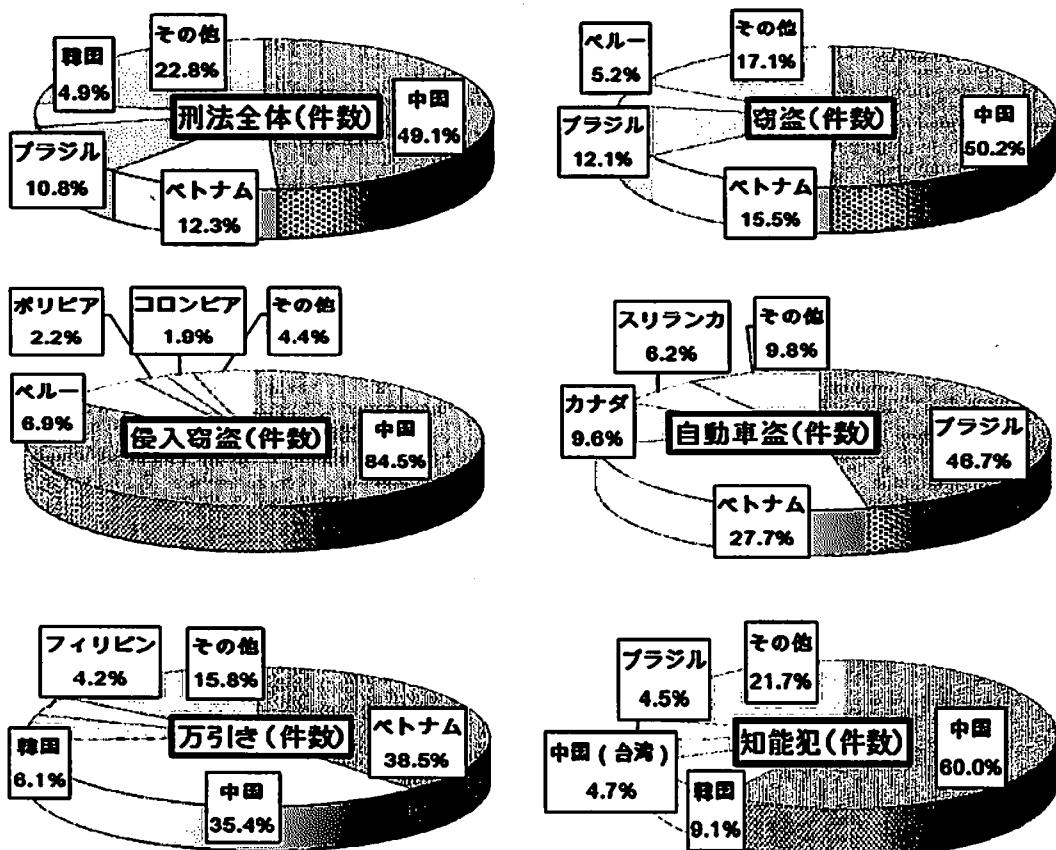
- 10年前に比べ、刑法犯では、窃盗の検挙件数が37.8%減少したが、知能犯は19.8%増加。
- 特別法犯では、入管法の検挙件数が59.5%減少。

7頁
9頁



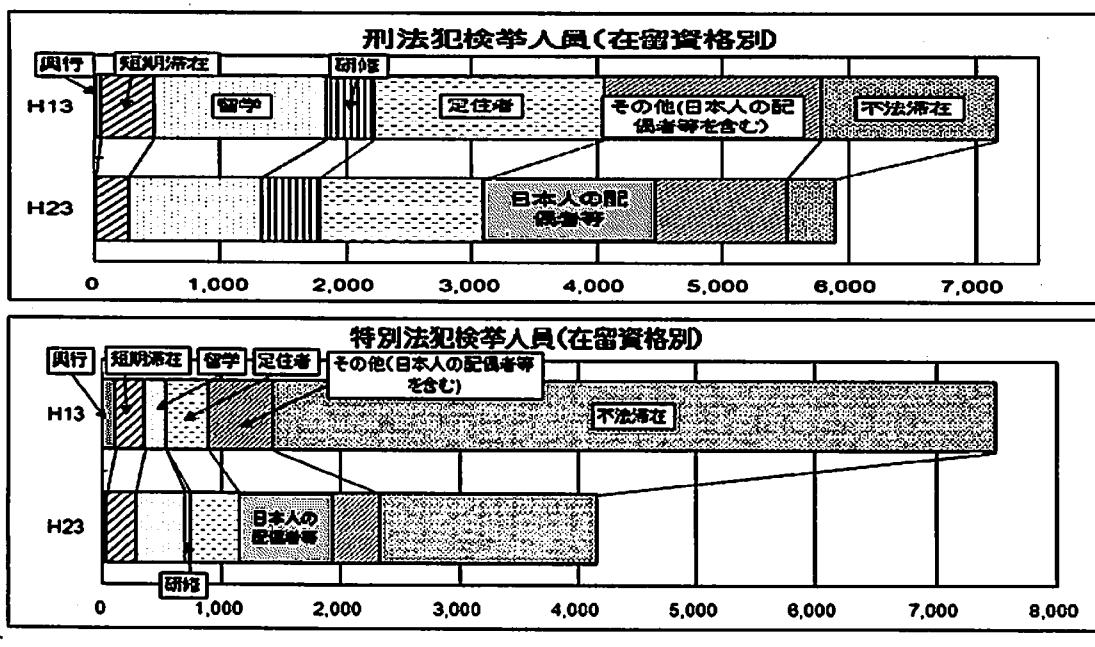
(3) 国籍等別

- 刑法犯の検挙件数・人員とも、中国が最多で、窃盗の検挙件数の50.2%、知能犯の60.0%を中国が占める。
- 侵入窃盗は中国、自動車盗はブラジル、万引きはベトナムが多い。



(4) 在留資格別

- 刑法犯検挙人員に占める正規滞在者の比率は93.4%、増加傾向が継続。



3頁
23頁
43頁
44頁

48頁
50頁
8頁
10頁

3 犯罪のグローバル化対策対象事犯の検挙状況

(1) グローバル化事犯

「世界的規模で活動する犯罪組織の日本への浸透」等の特徴を有するグローバル化事犯は検挙件数・人員とも増加。

グローバル化事犯の検挙状況

	件数			人員		
	H22	H23	増減	H22	H23	増減
グローバル化事犯	2,048	2,405	357	193	290	97

※ 警察庁(国際捜査管理官)の集計

(2) 犯罪インフラ事犯(国際捜査管理官分)

ア 検挙件数等

総検挙件数・人員とも増加。

犯罪インフラ事犯の検挙状況

	件数			人員		
	H22	H23	増減	H22	H23	増減
地下銀行	19	21	2	30	31	1
偽装結婚	153	193	40	471	554	83
偽装認知	10	8	-2	28	12	-16
旅券等偽造	66	71	5	88	85	-3
不法就労助長	365	417	52	400	365	-35
合計	613	710	97	1,017	1,047	30

※ 警察庁(国際捜査管理官)の集計

イ ヤード関連事犯(検挙事例)

- ナイジェリア人グループによる自動車盗事件(2月、埼玉・群馬)
ナイジェリア人グループが関東地区において貨物自動車を窃取し、ヤードへ搬入して解体後、不正に海外へ輸出していった事件で、同国人2人を窃盗で逮捕した。
- アフガニスタン人らグループによる使用済自動車の無許可解体業事件(8月、宮城)
アフガニスタン人らグループが東日本大震災で被災した保冷車等をヤードへ搬入し、無許可で解体していた事件で、アフガニスタン人3人及びシリア人1人を使用済自動車の再資源化等に関する法律違反(無許可解体業)で逮捕した。

※ 平成23年末現在において警察庁が把握するヤードは約2,000か所

4 今後の取組方針

- 國際犯罪組織の実態解明の推進
- 國際犯罪組織に対する捜査の推進
- 国内関係機関、外国治安機関等との連携の強化
を一層徹底するなど、「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」に基づく諸施策を推進。

※ 犯罪統計数値については、平成24年1月6日現在の暫定数値

11頁
～
13頁

13頁
～
19頁

19頁
～
21頁

1 FATF勧告の改訂

FATFは、マネー・ローンダリング対策のために各国が執るべき措置として40の勧告を制定した（平成2年4月）。その後、テロ資金供与対策のため9の特別勧告の追加などを経て、このたび、平成24年2月の全体会合において、大量破壊兵器の拡散や腐敗などの脅威にも、限りある資源を効果的に配分して的確に対処すること等を目的として、新たなFATF勧告に改訂した。

2 主な改訂内容

- リスク評価とリスクベースアプローチ

マネー・ローンダリング等に関するリスクを確認・評価し、リスクの程度に応じて高リスクには厳格な措置を、低リスクには簡素化された措置を執ることにより、限られた資源を効果的に配分することとされた。

- 前提犯罪の追加

税に関する犯罪をマネー・ローンダリングの前提犯罪とすることとされた。

- 大量破壊兵器の拡散に関する者への金融制裁

国連安保理決議に基づいた大量破壊兵器の拡散に関する者に対する資産凍結等の金融制裁を実施することとされた。

- 顧客管理

高（低）リスク取引の例とこれらに対応する厳格化（簡素化）した顧客管理措置の例が示された。

厳格な顧客管理の対象となる重要な公的地位を有する者の範囲を、外国だけでなく国内の要人や要人の親族についても拡大することとされた。

- マネロン当局の機能強化

マネー・ローンダリング等に責任を持つFIU及び検査当局の役割と機能を明確にし、より幅広い権限や検査手法を持つべきこととされた。

特にFIUは、疑わしい取引を報告した機関に対し、更なる追加情報を求める権限が認められることとされた。また、入手した情報からマネー・ローンダリング等に関連する傾向や特徴を分析することとされた。

3 今後の予定

新勧告に基づく第四次相互審査の詳細な審査項目を、平成25年2月の全体会合において改訂し、FATF加盟国に対する相互審査を同年後半から順次開始する。

1 交通事故発生状況

	構成率	前年比	平成13年比
発生件数	69万1,936件	—	— 3万3,837件、-4.7% 0.73
死傷者数	85万9,104人	100.0%	— 4万1,967人、-4.7% 0.72
死者数	4,611人	0.5%	— 252人、-5.2% 0.53
負傷者数	85万4,493人	99.5%	— 4万1,715人、-4.7% 0.72
重傷者	4万8,644人	5.7%	— 2,884人、-5.6% 0.61
軽傷者	80万5,849人	93.8%	— 3万8,831人、-4.6% 0.73

※ 発生件数、負傷者については、1月26日付け「平成23年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通事故反取締状況について」から4件、4人の増加修正をしている。

2 交通事故の特徴

- (1) 負傷者数は若者（16～24歳）が大きく減少するも人口10万人当たりでは最多。人口10万人当たりの負傷者数は高齢者（65歳以上）の減少幅が最多。（負傷者数）[人口10万人当たり]

若者（13万5,074人、前年比-1万483人、-7.2%、10年間の平均増減率-5.8%）

[1,198.4人、同 - 36.8人、-3.0%、同 -3.5%]

高齢者（11万4,362人、同 - 7,623人、-6.2%、同 +1.0%）

[391.0人、同 - 29.5人、-7.0%、同 -2.1%]

- (2) 自動車乗車中負傷者数が大きく減少するも全体の6割を占める。

[前年比、増減率、10年間の平均増減率、構成率]

自動車乗車中 53万7,956人[-2万1,304人、-3.8%、-2.3%、63.0%]

二輪車乗車中 10万6,913人[- 9,162人、-7.9%、-4.5%、12.5%]

自転車乗用中 14万3,110人[- 7,863人、-5.2%、-1.4%、16.7%]

歩行中 6万5,642人[- 3,441人、-5.0%、-2.2%、7.7%]

- (3) 自転車関連事故全体の件数は前年比で減少するも対歩行者事故は増加。交通事故全体に占める割合は約2割。[前年比、増減率、10年間の平均増減率、交通事故全体に占める割合]

自転車関連事故件数 14万4,017件[-7,609件、-5.0%、-1.3%、20.8%]

うち対歩行者事故件数 2,801件[+ 41件、+1.5%、+4.4%、1.9%]

- (4) 飲酒事故は10年前の約5分の1にまで減少。（前年比、増減率、10年間の平均増減率）

飲酒事故 5,029件(-524件、-9.4%、-13.9%)

- (5) 東日本大震災の被災3県（岩手・宮城・福島県）の交通事故状況

○ 交通事故件数は、全国数値を上回る減少幅。

○ 高速道路における事故が増加し、追突事故の構成率が高い。
(発生件数、増減率 : 高速道路事故件数、増減数、増減率、追突事故の構成率)

岩手県 (3,746件、-8.6% : 98件、+44件、+81.5%、52.0%)

宮城県 (9,899件、-5.0% : 273件、+165件、+152.8%、82.4%)

福島県 (9,618件、-9.8% : 175件、+77件、+78.6%、74.3%)

3 今後の課題

- 高齢者、若者に対する交通安全対策
- 自転車利用者に対する交通事故防止対策
- 飲酒事故の更なる防止対策

1頁

4、
6頁

8頁

29頁

34頁

46頁